

# グローバル化と 人手不足解決の

令和時代の  
外国人材活用術！

一石二鳥

Global Workers



## 第4回 外国人に関連する手続と、雇用形態別の注意点

みなさんこんにちは。行政書士の李です。今回は在留資格について解説しました。今後の内容を理解するうえでとても重要な内容ですので、まだお読みになっていない方は、前回の記事を先にお読みください。さて今回は、外国人が日本で生活するために必要な手続の種類と、雇用形態別の注意点について解説します。

### 外国人に関連する手続

外国人が日本で生活するために必要な手続には、次の5つがあります。申請の窓口は、当該外国人の住所を管轄する地方出入国在留管理局です。この申請等を怠ると、事業主も処分を受ける場合がありますので、しっかり理解しましょう。

#### ① 在留資格認定証明書 交付申請

外国にいる外国人が日本へ入国するために行う申請。許可後、在留資格認定証明書が交付され、在外公館（日本大使館等）で入国に必要なビザ発給申請を行います。次回詳しく解説します。

#### ② 在留資格変更許可 申請

外国人が現在与えられている在留資格以外の活動へ変更するための申請。留学生が会社に就職する、違う業界に転職するなどの場合に必要な申請です。

#### ③ 在留期間更新許可申請

現在与えられている在留資格の期間を更新するための申請。在留資格や活動内容によって異なりますが、1年から5年の在留期間が付与されます。期間内に更新申請を行わなければ、不法滞在となってしまうので要注意です。

#### ④ 資格外活動許可申請

現在付与されている在留資格以外の活動（アルバイトなど）をするための申請。外国人の働き方には制限があり、事業主においては注意が必要です。詳細後述。

#### ⑤ 届出等

外国人の氏名や国籍の変更が発生したとき、転職したときなど、入管法で定められた事項に変更が生じた場合に行う手続。

### 外国人の雇用形態別の注意点

外国人を雇用する形態は、正社員又はアルバイト等で雇用する場合に分類できます。居住資格（永住者や日本人の配偶者等など）を与えられた外国人に就労の制限はありませんので、今回は活動資格を付与された外国人を雇用する場合における両者の違いについて解説します。

#### ① 正社員で雇用する場合の注意点

- 外国人に付与された在留資格と業務内容が一致しなければなりません（詳細は10月記事を参照）。
- 就労資格で雇用する場合でも、「風俗営業」に当てはまる仕事に従事することはできません。
- 副業やアルバイトは原則として禁止されています。

#### ② アルバイト等で雇用する場合の注意点

##### 【留学生の場合】

- 「風俗営業」に該当する仕事に従事することはできません。
- 週28時間（但し学校の夏休み等の場合は週40時間）以内でしか働くことはできません。
- アルバイトを掛け持ちする場合、各アルバイト先の合計労働時間が週28時間以内でなければなりません。
- 週28時間を超えてアルバイトをした場合、オーバーワークとなり、入管法上の不利益を受けることになります。事業主の場合、悪意又は故意重過失の場合、処分の対象になることがあります。
- 最悪の場合、留学生は学校から退学処分を受け、退去強制になることも。

#### ※週28時間の考え方

週とは、日曜日から土曜日までの1週間ではありません。働いた日の前後の1週間の合計労働時間が28時間以内でなければなりません。例えば、11/7に8時間働いた場合、11/1～6及び11/8～13の間で働ける時間は20時間以内ということになります。

#### 【その他の場合（家族滞在など）】

- 原則、留学生の場合と同様です。但し、週40時間の特例はありません。
- 但し、すべての在留資格にアルバイトが認められているわけではありませんので、必ず「資格外活動許可」を得ているか確認しなければなりません。許可を受けている場合は在留カードの裏面に「許可・原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く」のスタンプが押印されています。

今回は、手続と雇用形態別における注意点について解説しました。働かせる側も、働く側も、目先のことばかりを考えてしまうと、大変なことになるかもしれません。しっかり法令を遵守しましょう！そして次回は外国にいる外国人の雇い方について解説します。次回以降もぜひご覧ください！



李 泳勲（い・よんぶん）  
リーガルナビ行政書士法人  
代表行政書士

HPIはこちら▶



2014年にリーガルナビ行政書士事務所を設立、2021年に法人成り。国際法務やビジネス法務の専門家として九州を中心に事業を展開。佐世保市1日経営ドック登録専門家。